

小中一貫教育モデル中学校区の指定について

1. 趣旨・背景

- 本市においては、義務教育9年間の学校教育の一層の充実を図り、児童生徒の学力・体力の向上、いじめ・不登校を防止することなどを目的として、平成25年度より全ての市立小中学校で、「小中一貫・連携教育」を実施している。(資料1、資料2参照)
- 国においては、昨年12月の中央教育審議会の答申にて、「小中一貫教育学校」と「小中一貫型小・中学校」の2つの類型による今後の小中一貫教育の制度設計の方向性が示された。(資料3参照)
(※どちらの類型とも施設が一体でなくとも、既存の施設において実施できる。)
- このような国の動向を踏まえ、本市の「小中一貫・連携教育」の更なる推進を図るため、平成27年度より「小中一貫型小・中学校」の類型に倣い、「小中一貫教育モデル中学校区」を指定して、現行の小中学校の施設の下で、9年間の連続性・系統性のある効果的な教育の推進方策について、今後の方向性を検討する。

2. モデル指定中学校区

地域バランスを考慮して、2中学校区を指定予定

3. モデル指定期間 平成27年度・28年度(2年間)

4. 組織・体制の整備

- モデル校区内の小中学校長のうち1名が「総括校長」として、総合調整を行う
- 総括校長を補佐するよう、中学校教務主任を「小中一貫教育コーディネーター」に指定。そのための業務時間を確保するため代替教員を配置。
- 小中学校の校長らによる推進委員会を週1回定例で開催し、運営の方針を決定
- 全ての教員がいずれかの専門部会に所属し、小中教員の授業交流や9年間の一体的指導を推進
- 小学校高学年より一部教科担任制を導入するための教員を配置

